

# 割当量口座簿の運営等に関する省令を廃止する省令（令和7年経済産業省・環境省令第7号）の概要

令和7年12月

## 1. 背景・趣旨

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号。以下「改正法」という。）による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「旧法」という。）第9章において、算定割当量（京都議定書に基づくクレジット）に関する規定が置かれており、これに基づき割当量口座簿の運営等に関する省令（平成19年経済産業省・環境省令第1号。以下「省令」という。）が定められている。
- 改正法により算定割当量に関する規定を削るとされたことに伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「政令」という。）においても、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第327号。以下「改正政令」という。）により、算定割当量の規定は削除されたが、改正法と同様に、経過措置で、その効力はなお有することとされた。

## 2. 規定内容

### （1）省令の廃止

- 旧法や政令において算定割当量に関する規定を削ることに伴い、省令を廃止する。

### （2）経過措置

- 省令は廃止するものの、改正法や改正政令と同様に、経過措置を設け、それらの規定の効力は存続することとする。

## 3. 施行期日

- 改正法第2条の施行の日（令和8年1月1日）から施行する。